

第2期第40回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成24年8月21日（火）午後3時00分～午後4時30分
2 場所	羽村駅西口土地区画整理事務所2階会議室
3 出席者	会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗
4 欠席者	会長 高本正彦、委員 武政健太郎
5 議題	第2次換地設計（案）に対する意見書の審査結果について
6 会議の区分	非公開
7 傍聴者	非公開会議につきなし

午後3時00分 開会

○会長代理（黒木 中君） 皆さん、こんにちは。時間少し前ですが、もう出席予定者そろっていらっしゃるということなので始めさせていただきますが、きょうは会長が欠席ということですので、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、ただいまから、第2期第40回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。はじめに本日の会議の成立について事務局より報告をお願いします。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 会長代理、区画整理管理課長です。

○会長代理（黒木 中君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） 本日の出席委員数は8名でございます。議事運営規則第2条に規定する過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告させていただきます。

なお、高本会長と9番武政委員につきましては、本日欠席ということで事前にご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） はい、ありがとうございます。次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号7番の小宮委員と、議席番号8番の島谷委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○会長代理（黒木 中君） よろしくお願ひいたします。

本日は諮問事項がございますことから、並木市長にご出席をいただいております。

初めに、並木市長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○市 長（並木 心君） 皆様こんにちは。並木でございます。開会に先立ちまして、議長のお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。本日は、第2期第40回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたしま

したところ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、そして暑い盛り、あるいは天候不順の中、わざわざお運びをいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから本市議会を通じ、羽村駅西口土地区画整理事業の推進にご尽力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げさせていただきたいと存じます。

さて、羽村駅西口土地区画整理事業の推進にあたっては、これまで2度の換地設計（案）をお示しし、権利者の皆様のご意見が、より多く取り入れられるよう努力を重ねるとともに、駅前周辺整備を初めとして、市民の利便性や環境にも配慮した取り組みを進め、ソフト・ハードの両面において、着実な事業の進展を図ってきたところでございます。羽村駅西口、もともとは羽村の表の玄関というところでございます。そういう中で皆様方、審議会委員の皆様にも、長期間にわたり、換地設計案に対する審議をお願いしてまいりましたが、お陰様をもちまして、このたび第2次案に対する意見の審査結果をまとめることができました。

これまで意見書の細部にわたり、ご検討並びにご意見をいただき、まことにありがとうございました。本日の審議会は、この結果を諮問という形で委員の皆様にお示しし、ご意見をお聞きするものであります。

また、今後は、この結果を権利者の皆様に通知をしたのち、最終的に、施行者として換地設計を決定していきたいと考えております。今後も、事業推進に当たりましては、審議会のご意見をお聞きしながら着実な取り組みに努めてまいりますので、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○会長代理（黒木 中君） ありがとうございます。

それでは、早速議題に入ります。

議題1の諮問事項として、議案第12号「第2次換地設計（案）に対する意見書の審査結果について」、施行者より説明をお願いいたします。

○市 長（並木 心君） 委員長、施行者。

○会長代理（黒木 中君） はい。

○市 長（並木 心君） それでは、議案第12号、「第2次換地設計（案）に対する意見書の審査結果について」、ご説明申し上げます。

本案は、平成23年2月に発表いたしました第2次換地設計（案）に対し、提出された意見書の審査結果がまとまりましたので、この内容について報告させていただき、ご意見を伺うものであります。

詳細につきましては、都市整備部長及び区画整理事業課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○都市整備部長（阿部敏彦君） 会長代理、都市整備部長。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） それでは、諮問の詳細のご説明に入らせていただきたいと思います。ただいま、市長も申し上げましたように、平成23年2月18日に第2次

換地設計（案）をお示しをさせていただきまして、312人、989件にのぼる多くの意見書が寄せられたところであります。この意見書への対応につきましては昨年7月23日に開催をいたしました第26回審議会から、前回平成24年8月8日開催の第39回審議会まで延べ14回にわたる審議会の中で、審議方法を第4段階に区分し、それぞれの段階ごとに、施行者としての考え方をご説明し、審議会のご意見をお聞きしながら慎重に審議を重ねてきたところであります。

本日は、これまでの審議会での各委員のご意見を踏まえ、第4段階における個別調整の経過を踏まえまして、施行者としての最終的な審査結果の取りまとめとしてご説明を申し上げ、審議会の意見をお聞きするもので、その結果を改めまして、意見書を提出された関係権利者の皆様へ採択・不採択等の通知として送付するものでございます。

なお、これらの一連の手続きにつきましては、既にご承知のとおり、土地区画整理法第88条第4項及び第6項の規定を踏まえ、施行者として第2次換地設計（案）に対し、寄せられた多くの意見書の審査を行うに当たり、土地区画整理審議会の意見を聞き取る規定を準用し、本日諮問するものでございます。

資料等の内容につきましては、区画整理事業課長からご説明いたしますので、よろしくお聞き取りいただきますようお願いいたします。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、区画整理事業課長です。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） それでは、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。初めに、内容のご説明に入る前に、資料のご確認をさせていただきたいと思います。本日お手元にご配付しております資料につきましては、参考資料も含めまして6種類の資料をご配布してございます。まずは一番上でございます。資料1「第2次換地設計（案）意見書の処理経過」になります。1枚めくっていただきますと、その下でございますが、資料1、参考資料①でございます。A4の縦の表になっているところでございます。よろしいでしょうか。その次でございますけれども、資料1の参考資料②ということで右肩上に表記してございます資料でございます。内容につきましては「意見書提出者 処理経過一覧表」、ページが一番下にセンターに付番してございますけれども、1ページからずっとご覧いただきまして69ページまでございますので、一度ご確認をいただきたいというふうに思います。69ページまでこの資料1、参考資料②がでございます。よろしいでしょうか。そして、その1枚下でございます、1枚めくっていただきますと、資料1の参考資料③というところがございます。これにつきましては、「意見書未提出者 影響権利者一覧表」ということで表記されております。こちらの調書につきましては、3ページの構成になってございます。3ページになってございますのでご確認をいただきたいと思います。この3ページをめくっていただきますと、次が図面になってございます。資料2ということで、「第2次換地設計（案）に対する意見書 検討画地・影響画地位置図」になってございます。ちょっと、A3の資料で見にくい部分がありますけれども、後ほどスクリーンのほう

でもちょっと写させていただきたいと思いますが、資料、こちらが2でございます。そしてそれをめくっていただいて一番後ろになります。一番後ろになりますけれども、資料3、こちらも図面になってございます。「第2次換地設計（案）に対する意見書処理に伴う個別調整状況（未調整箇所）説明図」でございます。

以上、参考資料を含めまして6種類の資料をご配布しておりますけれども、ご確認のほうよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、内容につきましてご説明のほう入らせていただきます。まず、資料1でございます。こちらの資料につきましては、ご覧いただきましておわかりかと思えますけれども、平成23年7月23日開催の第26回の審議会におきまして、第2次換地設計（案）の意見書の審査に入る前段でございますが、今後の意見書処理手順として、当時フロー図としてご説明いたしました、今回この際の資料をベースにいたしまして、意見書の処理経過として採択・不採択等の件数を記載した内容となっております。これまで第2次換地設計（案）の意見書の処理、審議につきましては、このフローに基づきまして進めてまいりましたので、このことをここでご確認をいただきながら、意見書の処理経過についてお聞き取りをいただきたいと思えます。

まずは、右上の凡例の下になります。赤の波線で囲んだ第1段階をご覧ください。ここでは第2次換地設計（案）に対する意見書の取り扱い方針の説明をさせていただいた上で、施行者として換地設計以外の意見と、審議検討の対象とする意見とに分類いたしました。結果につきましてご説明をさせていただきました。記載しておりますとおり第2次換地設計（案）に対しまして、312人から提出された意見書のうち、審議委員から追加により抽出いたしました52件の意見内容を含めました、277人の権利者の意見に関しまして、換地設計に関する意見として、「審議・検討の対象とする意見書」として抽出をした上で、その下になります、第2段階。この第2段階におきましてこれらの意見内容について、検討の対象とすべきか否かについて、この「検討適否」になりますけれども、審議を重ねてまいりました。その結果、意見書の内容からその妥当性や、あるいは照応性、公平正当を参酌した中で、修正の検討を要する画地として抽出したこの2段階の下にございます、67人の方の換地に関しまして、修正検討案を施行者として作成した上で、第3段階、この下になりますけれども、第3段階において、修正対象とすべきか否かについての審議を行っていただきまして、結果として、53人の権利者が「修正を検討する意見」として取り扱っていくこととなったものでございます。

第3段階の赤の破線で囲まれた下に53人ということでございますけれども、修正を検討する意見として53人の意見を取扱うことになったというものでございます。この第3段階の審議を踏まえまして、修正を検討するに当たりましては、意見書の提出の有無にかかわらず、この修正の影響を受ける権利者の皆さんの意向を事前に確認、あるいは調整する必要があるということから、これまで個別調整を進めてまいりました。当初、個別調整段階におきましては、「検討画地」とされた53人と、「影響画地」とされた119人を合わせました172人のうちで、中には数十センチ程度の修正だったり、

あるいは評価に影響を及ぼさない軽微な修正を除く、約130人程度を個別調整の対象者ということで想定いたしまして、作業を進めてまいりました。

今回の個別調整の結果、次の第4段階の枠になりますけれども、赤の下線で、審議会第4段階というところをご覧くださいと思います。この中にお示しいたしますように、検討画地、47に対しまして、影響画地が84人、ちょうどフローの真ん中にございます。合わせまして131人の方の個別調整を行ってまいりましたが、その内容は、さきの第38回そして第39回の審議会におきまして、個別調整の状況についてということで、ご説明をさせていただいたところでございます。なお、個別調整が完了していない権利者につきましては、後ほど資料3によりまして、その状況をご説明させていただきたいと思っておりますけれども、本日のこの段階における審査結果といたしましては、まず意見書を提出された権利者312人のうち、意見書の内容を踏まえて修正した47人の意見書が採択という形になります。このフローの左下、47人でございます。次にフロー右下の265人、フロー右下265人とございますけれども、これが第1段階から第4段階の審査経過の中で不採択となったものでございます。そのちょうど真ん中になります。84人の権利者についてでございますけれども、上から、まず意見書としては不採択でありましたが、影響による変更で、結果的に一部採択とされたという権利者が7人。また同じく意見書としては不採択でありましたが、影響により変更された権利者が12人ございます。さらに意見書としては第1段階で換地設計以外の意見として対象外としておりましたけれども、影響により変更された権利者が4人、合わせて23人となっております。また一番下の部分ですね、意見書の提出なし、こちらにつきましては、意見書を提出されておられませんけれども、影響により変更された権利者が61人となっております。したがって、意見書の内容を踏まえて修正した47人と、影響により変更された権利者87人合わせました131人が、第2次換地設計（案）の修正の対象とされた権利者となるものでございます。

次、1枚めくっていただきまして、次のページ、資料1、参考資料1をお開きいただきたいと思っております。意見書の最終分類というものでございます。こちらの資料につきましては、ただいまご説明いたしました内容、結果を表にまとめたものでございます。前の説明と重複する部分がございますが、この表の左側、意見書提出者、312人の意見書の取り扱いとして、まず表上段の採択、これは最終的に意見書を踏まえて修正した権利者となりますけれども、こちらが47人でございます。次に、中段の部分でございます不採択、265人となりますけれども、この中で、先ほども説明いたしました一番上の部分、対象外、これは、第1段階でこの右側の適用をご覧くださいと思いますが、第1段階で換地設計以外の意見として分類した権利者とはなりますけれども、こちらが40人ございます。

次の不採択でございます。これは200人となっております。こちらは第2段階から、第4段階における審議の中で意見書が採択されなかった、意見が反映されなかった権利者でございます。こちらが202人でございます。

その下が、同じく不採択であります。これは第3段階までの審議において、意見

先ほどご説明した数字が、この1ページから69ページ、一番後ろの69ページをご覧いただきたいと思うんですが、今、この右側に、対象外、不採択、採択、不採択影響一部採択、不採択影響、対象外影響というような項目が6項目ございますけれども、これをずっと縦に集計したものが、計の数字でお示ししてございます。この数字が先ほど表のほうでご説明した数字とリンクしているというものでございます。

それから、その後の資料1の参考資料③でございます。こちらの資料につきましては、先ほど抽出いたしました、意見書を出されていない方の抽出根拠でございます。これも、整理番号から順番に打ち出ししてございます。この方につきましては意見書が出ていませんので、特に右側の表記はございません。そしてこの方の3ページ目をご覧いただきたいと思うんですが、意見書要約という欄の一番下に61ということで記載がございました。こちらが先の資料1、参考資料①の表のほうで最終分類ということでご説明いたしました意見書未提出者で、影響があった権利者ということで61名、この帳票から、こちらの最終分類の表に数字が移行してございます。こちらのほうの資料につきましては今、数字を抽出するための参考の資料ということで添付をさせていただいたものでございます。

これまでで何かご質問があれば。

○会長代理（黒木 中君） ただいまのご説明に関しまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷なんですけど、まず資料1のところの、新しく数字が入ったところで、審議委員が追加抽出した52件は、このままそれは右側にいってるので、全部これは、取り入れられなかったということでしょうか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） これはちょっと、大分さかのぼった審議なので、ちょっと思い出していただきたいと思うんですが、実はこれ、神屋敷委員から、意見書の内容を再度確認いただいて、ここの部分も、換地の意見ではないかということでピックアップいただいて、提出いただいたものでございます。実は、その内容を前の資料をご覧いただくとおわかりいただけるんですけども、結果的に312人からお出しいただいた意見書の中を小分類いたしますと、989件の意見がございました。神屋敷委員から抽出いただいた内容もちろんこの989件にはカウントされるんですが、結果的に当初277人の対象者として抽出していた方の中に含まれるものですから、この52人が左側にいくんですが、小分類の52件の数のプラスになる要因ですけども、277人は権利者数としては変わっていないという内容でございます。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かご質問ありますか。

4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） ちょっと説明がわからなかったんですけど、312人の989件には入っていなかったというんですね。それは575プラス414だから、最初の、そのまま、もちろん意見書を書いた方から、ここの部分は換地の意見ではないですかといっ

たものですから別枠ですけれども、やったけれども、確か全部こういう形であげられなかったという、大分前なんですけれども、そういうことでしたよね。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 大変失礼いたしました。ちょっと私、勘違いしておりまして、52件抽出いただいた中で、権利者として7人の方、この方の意見については、もともと第1段階で換地設計以外の意見ということで抽出されていたんですが、その委員から提出されたものを7件、換地設計に関する意見ということでこの権利者数として、カウントしてございます。したがって、277にはその分が含まれているということでございます。

○会長代理（黒木 中君） ちょっと、私のほうからいいですか。最初おっしゃったときに、最初は7人とおっしゃって、2回目は7件とおっしゃったんですけれども。

○区画整理事業課長（石川直人君） 会長代理、すみません。区画整理事業課長です。件数でお答えするのも人数でも、ここの部分に関しては基本的には同じなんですけど、人数でお答えしたほうがわかりやすいところです。失礼いたしました。

○会長代理（黒木 中君） 何かほかにご質問ありますか。

4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） すみません、真ん中のピンクの67人のところなんですけど、ちょっと私がわかっていないのかもしれないんですけど、上の277人のうち、右側の検討されないものの227を引くと50になるんですけど、プラスアルファになるのか。ちょっと解釈の仕方が違いますか、これ。

○会長代理（黒木 中君） すみません、私がちょっと理解できなかったもので、もう一度言っていていいですか。

○委 員（神屋敷和子君） すみません、一番最初のピンクのところに277人審議会検討対象がありまして、575件ですね。それでずっと右に目をやると、不採択になるというんですか、検討されないものが、227人で、417件ってありますよね。417件ってありますよね、一番右側の上に。そうすると、277の審議対象者のうち227人が、だめだったということで、そうすると残ったのが計算すると277引く227で50になっているんですけど。わかりますか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） すみません、この数字は非常にわかりにくいかなと思うんですが、これまで審議をいただく中で、個々の意見書の内容を取りまとめた資料をもって審議をいただいておりますけれども、この277、227という、これも差し引きによってこの数字が出てくる場所じゃなくて、312人の方の中に、さまざまな意見がございまして、この277と227が、それぞれ意見書の小分類によって双方にカウントされているものなので、単純に差し引きでこの数字が出てくるものではございません。これは、今まで312人の意見書の中で277人が審議会検討対象とする意見ということで、これまで審議会の中で個々にご説明をしていただいて、結果として、抽出された方が67人というものでございます。

- 会長代理（黒木 中君） ほかに何かご質問ありますか。
- 委 員（島谷晴朗君） すみません、今、67人というのは何ですか。島谷です。
- 会長代理（黒木 中君） 8番、島谷委員。
- 委 員（島谷晴朗君） 67人というのは、どこが67人ですか。
- 会長代理（黒木 中君） 事業課長。
- 区画整理事業課長（石川直人君） この67人は、これまで審議会の中でご説明をしてまいりました中で、施行者として、検討内容案をご説明しながら審議をいただきましたけれども、その中で67の方が検討対象画地ということで確認をいただいたものでございます。あくまでも審議をいただいた最終的な結果として67人が出てくるというものでございます。
- 委 員（島谷晴朗君） はい、わかりました。
- 会長代理（黒木 中君） ほかに何かありますか。
- 4番、神屋敷委員。
- 委 員（神屋敷和子君） ちょっと277って、この検討されないことになった227人の差し引きで、これ277引く227は50ですけど、プラスアルファというのは抽出されたものですか。
- 会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。
- 都市整備部長（阿部敏彦君） 非常に数字を、意見書を提出された方、根本的には312人おられる。1人の人が1件の意見書ではなくて、数件の意見書を出している。すべての意見書の数数を数えると989件になると、こういうことですね。最初に換地設計以外の意見と、審議会あるいは検討の対象とする意見をまず分類させていただいた。これはご承知のとおりでございまして、575件と414なんですね。これを足しますと989になる。つまり277人、227人というのは、先ほど事業課長が説明したように、1人の意見の中には、採択、それ以外の意見と両方書かれている方がおられるので、カウントはそれぞれにしていますので、どうしてもだぶってしまうわけですね。で、神屋敷委員が質問されているのは227人のうち414件が換地設計以外の意見ですよ。というふうにして、まずはじいたわけですよ。しかしながら、審議会委員の皆様のほうから、これは換地に関する意見じゃないかというふうな形で提案をされたわけですよ。それが52件でございまして、左側の277人、575件にプラスして52件というような形で、トータルでは627件を審議の対象として、3段階で進んだということなんですね。これをさらに分類をさせていただいて、換地の対象云々とかいう形でまた見直しをして、結果として67人が対象になって67人の意見は163件ですよ。ですから、審議会委員のほうから換地の意見じゃないかという提出をいただいて、抽出をいただいて、その方が反映されているかというのはこの中ではちょっとわからないんですけども、いずれにしても、これまでの審議会の経過の中ではそのプロセスをたどって数字で表しているものでございますので、ちょっと意見書がだぶっている件数がありましたら単純に差し引きをして、合う合わないというのは、ちょっとこの中では判明ができないということは是非ご理解をいただきたい。

いずれにしても、当初のすべての意見、989件について575件を対象とする。414件は不採択に最初にしたというのは事実でございます。414件のうち52件が委員のほうからの抽出をされた、換地の意見として取り上げたわけでございます。つまり575件プラス52件の627件は、換地に関する意見だというふうな形で処理をして、第3段階で審議をしてきたという結果なんですね。第3段階の中で残ったのが、67人、163件ということでございますので、当初の出されている数字につきましては、きちんと審議結果の記録の中で数字を把握してここに掲載をしてございますので、あまり差し引きをすると、確かに言われるとおりになりますけれども、それはあくまでもダブルカウントをされているものでございますので、その点を是非ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○会長代理（黒木 中君） 何かほかにありますか。

7 番小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 意見書の最終分類の表のところについてなんですけども、これは内訳をつくったもので非常にわかりやすいと思うんですね。ただ1つ、質問したいのは、意見書としては312のうち47が採択、不採択が265という大きな枠でまず分類されたということですね。特に私、お伺いしたいのが、真ん中辺にある不採択なんですけれども、結果的に一部採択という方がおられるんですね。最初は不採択だった、ところが周りの影響やらほかの意見を聞きながら、一部採択にもっていった。いわゆる意見を聞き入れたという方だと私は理解しているんですが、一部採択ということは、この一番上の採択47人は無事に採択されたんでしょうけれども、一部採択ですから、いきなり不採択の分類の中に、結果的にですよ、結果的に見て、これは結果的には一部、結果としてはいらない言葉ですね、一部採択ですから、こんなふうに不採択の中に入れちゃうのはどうかなというふうにちょっと思ったりして、その辺の見解をちょっと教えてください。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 小宮委員のご指摘のとおりでございます。今これ、表にまとめた関係がありまして、そういう、どうしても見方になるんですが、要は、これからご通知を差し上げる際に、採択の通知、それから不採択の通知ですね。ここにあります、不採択、一部採択、採択影響修正、この通知が非常に複雑なものになってまいります。なので、単純に不採択の通知ではこの方はございませんので、基本的には採択・不採択で、不採択の場合には大きく6つの様式をまず考えるのと。さらにはこの内容によって、その状況に応じて回答をさせていただくということで、ここにはあくまでも当初審議会で審議をいただいた中では不採択になってございますので、ここでは不採択ということで表記をさせていただいていますけれども、実際通知をお出しする際には、そこは十分、もちろんそのところは考慮した中で通知を差し上げるという形になります。

○会長代理（黒木 中君） 小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 趣旨はよくわかりました。表の中に採択・不採択という文字

が全面に出てきていますから、そこで、数値がものをいうなんていわれますと、一体、不採択の中にそういうのを一部取り入れた方がいるのに、人数ですから、感情的に捉えがちなというふうに私は思うんですね。最初の段階で。

だから何か、この詳細のことについては構わないんですよ。こちらの大きな資料1については経過ですから構わない。分類の仕方で、例えば採択と不採択の真ん中に1本入れるとかですね、いくらでもあれはできるんじゃないかなというふうに思うんですね。一部採択とか、312人を3つの分類に分けても、私是一向に差し支えないんじゃないかなと。また現実的だなというふうに、私はちょっと思ったものですから、この表のあり方をご検討してくださればと思うんですね。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 表記の仕方がそれぞれあるかと思うんですが、今のご意見は参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○会長代理（黒木 中君） 4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 資料については参考にさせていただきたいということであれば、やはり資料1のところの第1段階のところの第26回審議会から、阿部部長さんのお話だと、39回まで、だから39回っていうこともきちんと入れてほしいし、さっきの67人のところも、わかるように括弧して、こういうことだって書いておいていただかないと、足し算、引き算して、どうしてこうなのかなとわからなくなるので、わかりやすい資料にさせていただきたいと思います。

それから、今度は資料の話じゃないんですけども、資料1の一番下の、不採択通知の発送が265人で、今、小宮委員さんがおっしゃったんですけど、一部マイナス7ぐらいだとしても、大体85%近い方が不採択通知がいくようになると思うんですね。ただ、採択通知が47ですけども、採択された方も、位置、形状だけで、この人たちが反対、修正、見直しの意見を書いているので、例えば件数でいえば、不採択件数というのは、もっと85%以上になる可能性があるのかなと思うので、その辺のところはやはりそういうことではないでしょうか。多くの方が不採択になるという。

○会長代理（黒木 中君） 何か施行者のほうで。事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） ご質問の内容がちょっと私も把握しきれていないんですけども、いずれにしても通知につきましては、確かに採択・不採択、そして今、小宮委員からご質問があった、この採択だけ一部不採択というのは、当初いただいた意見書、これに対しては不採択なわけですね。ただ意見書の中に、先ほど部長のほうからご説明いたしましたように、いくつか意見項目がございます。その項目の中で一部が修正によって取り入れられたということで、これは一部採択というような表現にしてございます。したがって、この方の通知については不採択の通知、意見書に対しては不採択なんですけど、他の影響によってこういう状況で見直しがされた関係で、一部採択が反映できましたというような通知の内容にしていくということになります。

今、資料1のほうの数字も、これ、わかりやすい資料というのを常に努めているん

ですが、今回審議会の開催で、いつからいつまでというのをこの中に入れようとも思ったんですが、逆に入れると非常に文字が多くなったりして、逆にわかりにくいのではないかということで、そこについては今回入れてごさいません。それから今、この67人の取り扱いにつきましても、これも、ここに入れることによって、わかりやすい状況があれば、この中でご説明ができるかとは思いますが、ちょっとそこら辺も、今日これでご説明を申し上げていきますけれども、今後この資料として残していく上で、今、ご質問いただいた部分、ご意見いただいた部分については検討していきたいと思っております。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かご質問、ご意見等ございますか。

4 番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 312人分の265に不採択通知をお出しすることは85%の方ですよね。これは合ってますよね。次の資料1の参考資料2のほうなんですけれども、ここで [REDACTED] は採択ですよね。3人とも街区内でただ位置を変えるだけではなくて、そうでなかったでしたっけ。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 委員のご指摘のとおりの部分もありますけど、結果的に今回これ、前々回ですか、ご説明を山崎のほうからさせていただきましたけれども、 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

以上です。

○会長代理（黒木 中君） ほかに、何かご質問、ご意見ありますか。

4 番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） あと、表記の中で除外影響というか、除外という言葉が出てきたんですけど、これはいなくなってしまったということですかね。資料1の参考資料2のところに。

○会長代理（黒木 中君） 4 番、神屋敷委員、どこのことをご質問なさっているんでしょうか。

○委 員（神屋敷和子君） ちょっと待ってください。あと84街区、なくなっている。

○委 員（加藤照夫君） ちょっといいですか、見つけている間にちょっと質問させてください。

○会長代理（黒木 中君） 5 番、加藤委員。

○委 員（加藤照夫君） 採択・不採択の話にちょっと戻るんですけどね、どうもち

よっとすっきりしないんですけども、意見書が出されて、それに影響を受けて動いた人というのは採択に入らないんですか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） この数字の中でも、おわかりになると思いますが全く影響ない方もいれば、影響する方もいらっしゃいます。ですからこれをこの資料1、参考資料②という調書、こちらから抽出したものですので、この内容をご覧くださいと、今のような微妙な部分がおわかりいただけるかと思います。要は、採択の通知、不採択の通知をお出しするんですが、問題は不採択の方でも影響がある方もいらっしゃいますので、この辺はやはり単純に採択・不採択の通知ではなくて、その不採択の通知の中にきちんとその内容を加えた形で通知を申し上げると。そういう意味で分類の表のような形になってございます。

○委 員（加藤照夫君） ちょっと関連で、資料1の一番下のところの採択の通知の送付が47ですね。換地設計の修正が矢印が2つ入っていますけれども、ここで分けちゃったらちょっと分からなくなっちゃうんですけども、設計の修正をした人数は131ですよ。一部でも全部でも採択している人は131になるという数字とは違うんですか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 今、131で、47足す84なんですけど、この84の内訳を見ていただくとわかるんですけども、意見書出されていない方もいらっしゃると。この方に対して不採択という通知はありませんので、この方につきましては意見書を出された方の修正を検討するに当たって影響されていますので、そういった文言、記述の回答、通知をお出しする。それからそういう意味で、この84の中に内訳がありまして、単純に採択と、変わっているから採択というものではないということでございます。

○委 員（加藤照夫君） 84人は採択通知は出さないんですね。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） そのとおりでございます。上の採択・不採択という方は意見書を出されている方。ですから、採択の通知ではなく不採択などの通知です。その中に、個々の状況に応じて記述を変えていくと、通知の内容を変えていくというものでございます。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かありますか。

7番小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） ちょっとこれ、基本的な分類のあれになる、関連があると思うんですよ。まず市のほうから、この方々意見書が312人出ましたと。その中で審議会に諮ってもらいたいというのが抽出されちゃったわけですよ。そのほかを不採択という、審議会が不採択したみたいに思われちゃう。なんで私の意見を審議会が不採択にしちゃったのってこう言われちゃうと、どうしようもない。意見は意見として出したのがありますよ。ただ、審議会に諮ったのは当然ながら、市長部局の諮問機関です。我々は諮問機関ですから、これだけの釜の中を審議してくださいと、こう

言われたわけですね。当然だからそれは方向としては当たり前かもしれません。ですから不採択にしたのは、その審議会の対象外の人も、審議会の審議の対象外の人も不採択に入っちゃっているわけです。そういうことを思ったんですけれどもいかがですか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） これまでの審議の経過の中で、実際には1段階で換地設計以外の意見として施行者の分類をしたもの、これもご説明をさせていただいております。先ほど冒頭、部長のほうからご説明があったんですが、今回の意見に対する取り扱いにつきましては、区画整合法の、第88条第4項、そして第6項この規定を準用して行っているということで、この資料1の一番下の枠組みの中で4項、6項というのがございます。あくまでも意見書の審査に当たっては、施行者が意見書の審査をするにあたっては、審議会の意見を聞かなければならないということになってございまして、最終的に採否については、施行者が決定しているというものになってございます。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） いろいろご意見はあろうかと思います。これ、私どものほうも、第1段階から第4段階までに、審議経過を各区分ごとさせていただいたわけですが、要するに312人の方から、989件の意見が出ましたよと。最終的にそのような形について審議会にお諮りをしながら、これは換地設計以外のものですよというようにはじきながら、最後に残った件数の把握としては47人と265人ですよと。このプロセスについては審議会に意見をお聞きをして、施行者として最終的に取りまとめた数字でございしますので、当然施行者の責任において、この採択通知、あるいは不採択通知を行っている。先ほど、加藤委員のほうから出ました、換地審査をしたんだから、それは採択をしたんじゃないのかという、こういうような内容のご意見でございましたけれども、事業課長がお答えをしましたように、この84人というのは換地設計の流れの中で、不採択の意見だというような形で画地を見直すというようになった、その影響の結果で生まれた数字が84なんですね。ですから、意見書の流れ的にいくと不採択ですが、影響が出て、一部それを採択をしたという表現を使わせていただいているわけで、そこら辺の記述につきましては、当然ご意見を先ほどいただいておりますので、その辺を精査をして、権利者の皆様にはご送付を当然させていただくと。ただ、今まで申し上げたのは312人の方がスタートをして、最終的に意見書の修正を加えながら個別聴取を踏まえて、最終的に採択をした数字は、312人に対して47人が採択ですよ。265人が不採択でしたという結果を、審議委員の皆様にお知らせをさせていただいて意見をいただきながら、じゃあその内容については一部採択の云々を出し方については施行者の責任において対応してまいりますということでございますので、誤解のないように。決して審議委員の方から、これは採択したとか、不採択をしたとかそういう世界ではなくて、あくまでもこういうふうなプロセスの流れでできましたよと。結果としてはこういう数字になりましたよというような形ですので、その点に対

して今日のご意見をいただいています。先ほど言われたような、ちょっと悶々とするような部分があれば、そのようなものを踏まえながら、当然意見書の回答については、私どもそれを生かしながら対応していくというものでございますのでご理解いただきたいと思います。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かありますか。

4 番神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） さっきのはちょっとごめんなさい、まちがえちゃって、対象外意見でした。除外意見で言ってしまったんですけど。対象外影響で、先ほど石川課長さんのほうから、すみません説明があったのですが。すみません。

あと一番後ろのほうの、影響を受けた方のところに、受けた方のページが3ページあるんですけども、今回これも一番後ろの資料3のように、例えば連絡待ちとか、反対とか、説明だけはしたとかそういう方もいると思うんですね。なんかいろいろな反応があって、ちゃんと図面を見て説明をした場合ばかりじゃなくて、もうこの事業いろいろ考えることがあってとかいう反応の方もあったと思うので、本来は了解というふうにしてしまうと一遍でそうになってしまうんですけども、そういうことも本来は書いていただけたらなと思いました。

それと、地図の中で資料3の最後の資料なんですけれども、まだ連絡待ちとか、連絡がないとかそういう方があったときとか。

○都市整備部長（阿部敏彦君） その説明をこれからさせていただきます。

○委 員（神屋敷和子君） すみません。

○会長代理（黒木 中君） 質問も資料3のほうに移りそうなのですが、2までの説明の中で。それでは。8 番、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） この資料1の参考資料③。これはあれですね、「影響権利者の意見書未提出者 影響権利者一覧表」、この意見書の提出なしという、あれが事実なんですけど、こういう人たちはもう意見書の提出がないということは了承なんだというふうに解釈するんですか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 区画整理事業課長です。今のご質問は、ちょっと次の資料2でご説明させていただくと非常にありがたいんですが、要は、今この61名の方ピックアップさせていただきましたけど、これは根拠となるものがないものから、今回意見書等は出されておられませんけれども、影響のあった方61人のお名前をここに掲載させていただきました。この内容でこれはすべて個別調整の際に、この131人の中に入っていますので個別調整で伺ってご意向を確認してございます。その際に、確かに今、神屋敷委員さんおっしゃるように、これは事業そのものに100%私は賛成していませんという方もいらっしゃいます。ただ、いろいろ調整をご説明こちらもさせていただく中でその辺を真摯にお聞きいただきまして、前向きに換地そのもののご意見を、意向を確認させていただいております。基本的には、今、これまでもずっとご説明してまいりましたけれども、調整で了承を、換地そのものはいただいたというこ

とで私どもは認識に至っております。

○会長代理（黒木 中君） よろしいですか。それでは説明の続きをお願いしてよろしいでしょうか。事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） それでは、次に資料の2になります。ずっと今、ご覧いただいております資料の後ろから2枚目ですね。ちょっと今スクリーンでも同じものを出してございますが、ちょっと印刷が薄くてわかりにくいかと思いますが、今、島谷委員さんからご質問した内容と関連するところでございますけれども、この中でまず、この「第2次換地設計（案）に対する意見書検討画地影響画地位置図」というものでございます。こちらの図面で関連をちょっとご覧いただきたいと思うんですけれども、赤の実線で囲んだこの画地。この画地が意見書が提出されている画地でございます。そして審議の中で検討画地ということにされたものでございまして、これが先ほどの数で言いますと47人、図面上なので47件というふうに申し上げたらよろしいでしょうか、となります。そしてその凡例の下にございますピンクの着色でございます。図面の中でもピンクで着色してございますけれども、これは赤の実線で囲まれた、周辺のところにピンクが着色されていると思うんですが、これが意見書の修正に当たって影響する画地ということで捉えているところでございまして、これが先ほど来、資料1のほうのちょうど下段の真ん中にございます84人、こちらの方々がピンクの着色をさせていただいている中に含まれてくるというものでございます。

資料2の図面の説明につきましては以上でございます。

○会長代理（黒木 中君） それでは、資料2の説明につきまして何かご質問、ご意見ありますか。ないようでしたら説明を続けてください。

○区画整理事業課長（石川直人君） それでは、続きまして、資料3のほうのご説明をさせていただきたいと思います。こちらにつきましては「第2次換地設計（案）に対する意見書処理に伴う個別調整状況（未調整箇所）説明図」というものでございます。この図面に表示いたしました箇所、換地ですけれども、前回の第39回の審議会におきまして、この対応状況の報告と修正の内容について一通りご説明をさせていただいております。今回その概要について図面にお示ししたというものでございます。

また、この図面の内容でございますけれども、ちょっと凡例のほうをご覧いただきたいと思います。まず半面左の上でございますが、青の実線で囲まれた赤のハッチの網掛けの部分。こちらでございますけれども、ちょうど図面で申し上げますと、

この番号につきましては、これまでの1段階からの審議の中で調書を作成してございますが、その番号と共通の番号を使ってございますので、ちょっと順不同になってございますのでわかりにくいと思いますけれども、そういうことで見ていただきたいと思います。

それから次に、赤の、同じくこの下ですね。実線で囲まれて、赤の網掛けになっている画地です。図面で申し上げますと、まず図面の一番右側の吹き出しです。

次に、赤の実線で囲まれた画地でございます。こちらにつきましては7件ございますが、

合計7件ということでございます。

それから最後でございます。

以上が今、個別調整状況という中で、一部既にご説明は申し上げておりますけれどもまだ最終的な結論に至っていないもの。あるいはまだ全く換地修正案についてご説明までできていないケースと、それぞれございますけれども、今、ご説明した合計14件、14人の方。共有がありますから15人なんですけれども、現状未調整箇所ということでのご説明となります。

なお、ただいまご説明いたしました共有者を含めました15名でございますが、今後の権利者の対応といたしましては、今後も連絡がつき次第、引き続き個別調整は続けてまいります。いずれの場合も、いずれの換地の修正案につきましても、この意見書を踏まえた修正に当たっては、影響する権利者からのご了承は得られている状況であるというものでございます。いずれにいたしましても、未調整権利者を含めました第

2次換地設計（案）の修正対象権利者。先ほど申しあげました131人の方につきましては、改めてご意見を伺う機会を設けていく考えでございます。その際、意見書が提出された場合には審議会にご報告を当然申し上げるとともにご意見をお聞きした上で、施行者として適切にその対応を図っていく考えでございます。

以上、申しあげましたけれども、第2次換地設計（案）に対する意見書の審査結果についてのご説明とさせていただきます。

○会長代理（黒木 中君） 以上の説明につきまして、何かご質問ご意見等ございますか。4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 4番神屋敷なんですけれども、通知を出す場合、意見書をとることは、変更した場合は意見書を取ることが法的に義務付けられているわけですが、その通知を出す郵送の中身については、以前、審議委員に説明があったのですが、そういうのはあるのでしょうか。それで意見書は中に入るのでしょうか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 今日の審議会を受けて、今後、今並行してその作業が進めてございます。先ほど申しあげましたように、採択・不採択という単純なものではございませんで、皆さんそれぞれ思いのある意見が出されているわけですので、この意見内容を、できるだけその内容を踏まえてご回答申し上げていくということで、今、回答書の作成を行っているところでございます。

先ほども申しあげましたけれども、これまで審査をするに当たって、審議会のご意見を伺って最終的に施行者として採否を決定する。採否の内容につきましては、今、ご説明してきた数字のとおりでございますが、この文章そのものの内容につきましては、今お話ししましたように、最大限これは意見内容を参酌した中で、適切な回答をしていきたいというふうに考えてございますので、この内容そのものにつきましては、審議会の中で個々具体的に審議をいただくその性格のものではないというふうには考えてございますので、施行者の裁量の中で対応させていただきたいというふうに思っております。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かありますか。

4番、神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 4番神屋敷なんですけども、今回影響で変わったりする時に、

■ そのこの該当地権者だけじゃなくて、ほかの方にもかなり影響があったり、それから位置形状は変わらなくても、

■ それも環境がすごく変わるんですけど、そういう方々には一切通知みたいなものはないんですか。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 今回のその対応につきましては、あくまでも意見書に対するその対応ということで、基本的には先ほどお話、ご説明いたしました影響があった131名の方にはすべて通知と、そしてその変わった状況について図面を送付す

ると。これを一たんご送付差し上げまして、先ほどもご説明いたしました再度意見書を取り扱っていく形になります。これらをまた審議会で意見書が出てきた場合には、審議会の中でご説明をして、言うならば繰り返しが必要になってくるというケースが出てくるということでございます。最終的には、この状況を見届けた中で、今、机上での間口を大きくというような表記の仕方になってございますので、それを実際に座標上、測量の計算上きちっと数字を確認しないといけないので、測量、画地確定測量というのを行います。その画地確定測量の期間が一定期間必要になりますので、こういったものを行った後に、最終的にはこれは改めて全権利者の方々に第2次換地設計（案）の最終的な修正案としてご送付をさせていただくということを考えていまして、その手続きにつきましてはもう少し先になるということでございます。またその時期につきましては審議会の中でご報告ができるということになっております。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かご質問、ご意見ございますか。まだご意見等述べていらっしゃる方は、特にないですか。

それでは6番、吉永委員。

○委員（吉永 功君） 今回の皆さんに採択・不採択という通知を出すということなんですが、それ以外の方の話も出ましたんですが、相当皆さん長く待っている人も多いようなんですよね。それと、確かに街路も違ったりするので、直接採択・不採択を行わない人でも、場所が変わってしまうとそういうことがあると思うんですけども、そういった全体の、例えば2次案の修正をかけたものを皆さんにお知らせするというような時期はいつごろになるのでしょうか。それをちょっとお伺いしたいです。

○会長代理（黒木 中君） 事業課長。

○区画整理事業課長（石川直人君） 今、作業的なお話を先ほど申し上げましたけれども、画地確定測量というのは、今、期間的には全画地を行っていくということで、半年ぐらいの期間を見込んでございます。したがって、これからまず131人のかたに、回答書をご送付して、それに対する意見書がどういう形で出てくるのか出てこないのか、こういったものの取り扱いも含めて、今後のスケジュールに影響してまいりますので、最終的に先ほど申し上げました、全権利者に送付するというのは今年度中にはできないと。25年度になってから全権利者にご送付するというように考えています。

ただ、今、吉永委員おっしゃるとおり、大分平成23年の2月にこの第2次案、修正案についての第2次換地設計（案）を発表して期間が大分経過してございますので、やはりこれは「まちなみ」を通じたり、あるいは、今回送付させていただく内容に対しても、いつ頃、最終的には全権利者に測量の後に送付させていただきますというような文言を付け加えたり、何らかの形で皆さんに周知が、ほかの権利者の方に周知ができるような方法をとってまいりたいというふうに考えています。

それから今、吉永委員がご心配をされています、
これは先ほどの資料2をご覧ください
もおわかりかと思いますが、影響する方というのはこのピンクで着色してございます。これで見てくださいと、確かに影響、かなり大幅に変わってございますけど、

影響ある方についてはすべて個別調整をする中で、街路の変更の状況をご説明して、これに触れてご説明していますので、その方に直接影響がある方というのは既にお話を申し上げている状況ではございます。ただそれでは十分ではないと思いますので、そのほかの方法によって、そのあたりの周知は図ってまいりたいと考えております。

○会長代理（黒木 中君） ほかにありませんか。

6 番、吉永委員。

○委 員（吉永 功君） 非常にもう長く待っているということで、どうなっているのか、本当にやるのかとかっていうそんなようなことも含めて結構言われておりますので、ですから是非多くの方が協力するというような状況になって来ているわけですので、是非少しでも早く進めるようにしていただきたいというふうに思っております。

○会長代理（黒木 中君） 都市整備部長。

○都市整備部長（阿部敏彦君） ごもっともなご意見だと思っています。しかしながら、この換地設計、これ骨子になるものでございますので、先ほど来からご説明しましたように、先ほど島谷委員から61人の方が意見書を出さないで影響を受けているわけですね。こういう人たちはそれでいいかどうかという意見を出す権利があるわけなんです。ですから、そういう機会はきちっと設けていきますし、換地設計の見直しというような形の中で修正を加えた方、この人たちの意見を聞いて、1日も早く骨子になる概要の概略は決めたいというふうには思っています。その際には、先ほど申し上げられたように、街路の変更になっているところがある、全体のこんな形で2次案が決定へ向かっていきますよということをやはりアピールしていく、PRしていく必要があるだろうというふうには認識はしています。実際に事業課長がご説明しましたように、測量成果だとか云々だとかという形になりますと、以前送ったものの関係でいきますと、間口、奥行きと寸法的なものまでやっていきますと、正式に測量をかけた数値になっていないといけないことなので、時間的にはそれでよしです。じゃあ全体的イメージはどうなるんですか、今後の事業はどうなるんですかという形のものについては、事業課長が申し上げているように、情報誌「まちなみ」を通したり、やはり権利者の皆様にその機会を1日も早くお示しをしていくという必要性は十二分に認識はしています。しかしながら、まずこの意見書を審議委員の皆さんにご苦労いただいて第4段階の意見書、この処理をきちっとすれば、次の段階というのはもう大枠はでき上がるわけです。先ほど神屋敷委員が言われましたように、本来公園のそばだったのに、公園じゃなくなっちゃった。今度はどこどこが変わった、そういう全体の中でも、やはりもう1度そういうような意見が出てくるだろうということは、これは認識をしています。しかしながら、私どもが最優先にしてきたものは、やっぱり寄せられた意見をきちっと参酌をして、権利者の意見ができるだけ反映をした換地設計案をまずつくっておこうということを基軸にこれまでやってきたわけでございますので、今回61件の方が、意見書は出さないで、1次案、2次案出したかどうかは別として、2次案では結果として意見書を出していないわけですね。その方は残念ながら実は影響を受けてしまって私はいいと思ったんだけど、影響を受けて動かざるを得なく

なったという結果は、実は今日、お示しをしている中に存在をしているわけでございます。そういう方たちというのは、じゃあ、私どもは意見を言える機会がなかったのかというような形になると、これも手落ちでございます。そういうようなものを含めて、きちんと段階的に踏んで、まずそういう形の基軸になる素案をまず決定して、吉永委員が言われるように、次のステップにいつては、やはり期間を要していますので、早くお示しをして進めていきたいというふうに思っていますので、また審議委員の皆様には、そういう視点の中でご理解をいただきながら事業の進捗にご協力をいただくようお願いをしたいと思っておりますので、私どもも事務局としまして精一杯それについては配慮してまいりますので、是非ご理解をいただきたいと思います。

○会長代理（黒木 中君） 何かほかにご意見ご質問とかありますか。

ないようでしたら、それでは採決に移りたいと思いますが、議案第12号「第2次換地設計（案）に対する意見書の審査結果について」採決をとりたいと思います。

本日、提案があった審査結果について、特に意義がなく賛成するという方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

次に、反対の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

賛成多数で、本件法案につきましては、原案のとおり承認するということに決定したいと思います。

なお、本件の答申書につきましては「異議なし」という形で作成しまして、本日欠席ですが、会長にもよくお話した上で、会長から市長に提出するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、そのようにさせていただきます。よろしくお願いします。

本日の審議はこれで終了といたします。

次に、その他、何かございますか。

○会長代理（黒木 中君） 管理課長。

○区画整理管理課長（細谷文雄君） それではその他といたしまして、今後の審議会の開催にご連絡を申し上げさせていただきます。次回の審議会は、先ほども事業課長のほうから今後の日程等のご連絡がありましたけれども、現在のところ、日程、内容ともにまだ未定の状況でございます。開催する場合にはなるべく早めに審議会委員の皆様にご連絡を通知させていただきたいと思います。

以上です。

○会長代理（黒木 中君） ほかに何かありますか。

特にないようですので、これにて第2期第40回福生都市計画事業羽村駅西口地区画整理審議会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時30分閉会